

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づ き知事が定める額の一部改正(四五〇・人事課)……………	1
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額の一部改 正(四五二・人事課)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(四五二・大館保健所)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(四五三、四五四・横手 保健所)……………	1
保安林の指定解除予定通知(四五五・森林整備課)……………	2
基本測量実施の通知(四五六・建設管理課)……………	2
道路の供用開始(四五七・道路課)……………	2
公告	
県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部)……………	2
選挙管理委員会告示	
個人演説会を開催することができる施設の指定解除(四四八)……………	2
個人演説会を開催することができる施設の指定(四四九)……………	2

### 告 示

秋田県告示第四百五十号  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定  
める額(平成四年秋田県告示第五百九十二号)の一部を次のよう  
に改正する。  
この告示による改正後の表の規定は、平成十八年四月一日以後  
の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給  
すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、  
同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に

支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、  
なお従前の例による。  
平成十八年五月十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城  
表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二九一元	一三、二四六円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四六円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	五、九二二円	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、五八〇円	一六、一六一円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇九八円	一九、四七三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二〇二円	二一、六二五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇四三円	二一、二二二円
五十歳以上五十五歳未満	六、五七九円	二一、五五六円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇四二円	二一、三〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四九八円	二一、四六一円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇七〇円	一五、五三五円
七十歳以上	四、〇七〇円	一三、二四六円

秋田県告示第四百五十一号  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
第十条の二の規定に基づき知事が定める金額(平成八年秋田県告  
示第五百二十三号)の一部を次のように改正する。  
この告示による改正後の表の規定は、平成十八年四月一日以後  
の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護  
補償については、なお従前の例による。  
平成十八年五月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城  
表常時介護を要する状態の項中、「十万四千九百七十円」を、「十  
万四千五百九十円」に、「五万六千九百五十円」を、「五万六千七  
百十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中、「五万二千四百  
九十円」を、「五万二千三百円」に、「二万八千四百八十円」を  
「二万八千三百六十円」に改める。

秋田県告示第四百五十二号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項  
の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、  
結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五  
第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年五月十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
シヨームードー 薬局	大館市比内町扇田字中扇田	平成十八年五 月一日

秋田県告示第四百五十三号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項  
の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、  
結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第一条の五  
第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年五月十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ツインクリニツ ク内科・整形外 科	横手市横手町字大関越百六 十六番一号	平成十八年四 月二十四日

秋田県告示第四百五十四号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項  
の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、  
結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五  
第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所在地	指定年月日
横手ファミリー調剤薬局	横手市横手町字大関越百六十六番二号	平成十八年四月二十六日

秋田県告示第四百五十五号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
雄勝郡東成瀬村榑川字北ノ又(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに雄勝郡東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百五十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年五月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
基本測量
- 二 作業を行う地域  
秋田市、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、八峰町及び五城目町
- 三 作業を行う期間  
平成十八年五月八日から平成十九年二月二十八日まで

秋田県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年五月十二日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町薄井字下鴨川五番一地从先から薄井六八番一地从先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日  
平成十八年五月十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路課  
期間 平成十八年五月十二日から同月二十五日まで

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業(真崎地区ほ場整備事業)  
完了年月日 平成十八年二月十三日
- 二 県営土地改良事業(横沢地区ほ場整備事業)  
完了年月日 平成十八年三月二十四日
- 三 県営土地改良事業(四ツ屋東部地区ほ場整備事業)  
完了年月日 平成十八年三月二十四日
- 四 県営土地改良事業(横堀地区ほ場整備事業)  
完了年月日 平成十八年三月二十四日
- 五 県営土地改良事業(八幡地区ほ場整備事業)  
完了年月日 平成十八年三月二十四日
- 六 県営土地改良事業(金西西部地区担い手育成基盤整備事業)  
完了年月日 平成十八年三月三十一日
- 七 県営土地改良事業(仙北北部第二地区広域営農団地農道整備事業)  
完了年月日 平成十七年十一月八日

選挙管理委員会告示

秋田県告示第四十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨能代市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設 の 所 在 地	指定解除年月日
二ツ井町勤労者体育センター(体育館)	能代市二ツ井町上台七十一番二	平成十八年四月十五日

秋田県告示第四十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨能代市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設 の 所 在 地	指定年月日
二ツ井町総合体育館	能代市二ツ井町字上台六十番地	平成十八年四月十五日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一	中	一	終りから五	加藤医院 加藤診療所

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号 印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号